

令和〇〇年〇月〇〇日

アレルギー対応生徒保護者の皆様

調布市教育委員会

## 食物アレルギー対応に向けた面談実施について

日頃から、学校給食に御理解御協力をいただきましてありがとうございます。

学校給食でのアレルギー対応実施に当たっては、毎年、関係書類の提出をお願いし、面談において対応内容を決定しているところです。来年度に向けた面談について、下記のとおりお知らせいたします。

不必要な除去を減らし、一層安全に対応するため、調布市医師会の協力の下、管理指導表等の関係書類の内容を教育委員会・医師会で共有し、管理指導表の現状分析や、より適切な対応についての検討を行っています。

検討の結果、学校を通じて、医師会が指定する市内医療機関の受診を勧めることがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 提出書類・面談について

面談の際に、提出をお願いする書類は下記のとおりです。①～③の書式は、学校及び教育委員会に用意しておりますので、お申し出ください。

##### ① 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用、以下「管理指導表」と言う。）

管理指導表は、医療機関を受診し医師に記入をいただく書類です。医師記入後、同意欄にご署名ください。検査の結果が出るまでに日数を要する場合がありますので、早めの受診をお願いいたします。

なお、管理指導表の有効期限は、医師記載日から1年間です。今年度4月以降に記入された管理指導表がお手元にある場合、症状に変化がなければ、そのままご提出いただけます。

##### ② 食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書、以下「取組プラン」と言う。）

「5 学校生活上の留意点」までご記入後、「6 情報の共有について」の同意欄にご署名ください。

##### ③ 緊急時個別対応カード

#### 2 面談の時期

新年度になって早々に開始する給食において、提出していただいた管理指導表の内容に沿った対応をするために、前年度中に面談を実施させていただきます。担任等が変わる場合もあり、新年度に再度の面談をお願いする場合がありますが、ご了承ください。

#### 3 調布市では下記の内容で、アレルギー対応を実施していますので、ご了承ください。

- (1) 学校は、保護者から管理指導表が提出され、さらに希望があった場合は、使用する調味料・加工品等の原材料表や全ての食材が明記された「詳細献立表」をお渡しします。ご家庭で確認していただき、原因食物が含まれるメニューは、給食の際に、量や体調等に関わらず、お子様ご自身で除去(食べない)していただきます。

なお、調布市の学校給食では、完全除去を基本としています。鶏卵、調味料、コンタミネーション(微量混入)については例外としていますが、その他の食物については、管理指導表に一部除去と記載がある場合及び自宅で少量食べている場合も、全て除去していただきます。

- (2) 市立学校の学校給食では「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類(アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ)」を使用しません。
- (3) 生徒の健全な発育発達の観点から、不要な食事制限をなくすことが重要です。食品によっては年齢を経るごとに耐性化(たべられるようになること)することが知られています。医師と相談のうえ、食物負荷試験などで耐性化を確認することも検討してみてください。
- (4) 除去及び家庭からの代替品の持参(1食分の弁当になる場合を含む)に伴う給食費の返金はできませんのでご了承ください。なお、飲用牛乳については返金の対象となる場合がありますので、学校にお問い合わせください。

#### 4 その他

給食では納品等の都合により対応内容を変更する場合があります。

また、市立中学校では、親子方式での給食の提供のため、食物アレルギーのある生徒に対して除去食を提供しておりません。

しかし、学校生活においては給食以外でも、食物を摂取したり、接触したりする場合がありますので、食物アレルギーがある場合は、上記1の書類を必ず提出くださるようお願いいたします。

#### 5 問合せ先

調布市教育委員会教育部 学務課保健給食係 電話 042-481-7476